

～婦人民主クラブ 学習会～

# ハラスメントのない社会に向けて



とき 9月18日(水) 13:30～16:00

ところ 東京都消費者センター16階 16A

資料代 500円 ※ 飯田橋駅西口は工事中です。

裏面の地図をご覧ください。

## 《おはなし》

### ❁大西玲子さん 全労連女性部事務局長

大西玲子さんは、長年全労連女性部事務局長として女性の労働運動の様々な分野で活躍されています。

今年6月には、ジュネーブの国際労働機関（ILO）総会を傍聴し、仕事でのハラスメントを禁じる初めての条約が年次総会で採択されるのを見届けました。

今回は、ILO ハラスメント禁止条約のあれこれや、日本の女性の状況などをお話しいたします。

条約を批准させ、世界から見てとても遅れている日本の状況を変えるために何ができるか考えていきましょう。

### ILO ハラスメント禁止条約

条約は賛成439、反対7、棄権30と、圧倒的多数の賛成で採択されました。日本政府と連合は賛成、経団連は棄権しました。

条約では、暴力やハラスメントについて「身体的、心理的、性的、経済的被害を引き起こしかねない」などと定義し、法的に禁止するとしています。

対象になるのは、正規の従業員のほか、インターンやボランティア、それに仕事を探している人も含まれ、職場だけでなく、出張先や通勤中なども適用されるとしています。

主催 婦人民主クラブ 連絡先：03-3478-2317

FAX：03-3478-2318